

議案第52号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 大和田保育園	さいたま市見沼 区大和田町1丁 <u>目2000番地</u>	[略]	さいたま市立 大和田保育園	さいたま市見沼 区大和田町1丁 <u>目1230番地</u> 92	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和8年4月6日から施行する。